

緑の丘福祉社会後援会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、緑の丘福祉社会後援会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、どんぐり保育園（名古屋市千種区仁座町120）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、子どもの健康と幸福を守り、豊かな発達を願い、会員相互の親睦と連帯を図り、本会並びに社会福祉法人緑の丘福祉社会（以下、「福祉会」という。）の発展に寄与するとともに、福祉会の事業の安定的運営を援助することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 広報活動
- (2) 福祉会の広報活動への協力
- (3) 学習会、交流会の開催
- (4) 社会福祉法人緑の丘福祉会の発展に必要な事業に対する援助、協力
- (5) 福祉会の寄附に対する協力
- (6) その他、前条の目的達成に必要な事業

第2章 会員および会費

(組織)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、第8条に定める会費を納入する個人及び団体をもって組織する。

(会員)

第6条 本会の会員種別は、次の通りとする。

- (1) 個人会員 本会への入会を希望し、第8条に定める会費を納めた個人
 - (2) 団体会員 本会への入会を希望し、第8条に定める会費を納めた団体
- (入会及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、加入申込書を役員会に提出し、会費を納入することにより会員となることができる。

2 本会から退会しようとする者は、役員会に退会届を提出するものとする。

(会費)

第8条 本会の会費は、次の通りとする。

- (1) 個人会員 3年間 2,000 円
ただし次の総会までの期間が2年の場合 1,400 円
次の総会までの期間が1年の場合 700 円
- (2) 個人会員（在園・在職者） 年額 500 円
- (3) 団体会員 一ヶ年 5000 円

第3章 役員および役員会

(役員)

第9条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名

(4) 役員 若干名(会計1名、広報1名他) (5) 監事 2名

(役員を選任)

第10条 本会の役員は、第4章で定める総会で選出する。

2 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員欠員)

第11条 任期途中で役員に欠員ができた場合は、役員会で後任の役員を選出する。

2 後任として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次とする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 事務局長は、会長を補佐し、会務の執行にあたるとともに事務局業務を統括する。

(4) 役員は、会務を分掌し、会務の執行にあたる。

(5) 監事は、財産状況および会務を監査し、役員会に報告する。

監事は、役員会に出席し、職務上必要な場合は意見を述べる事が出来る。

(役員会)

第13条 役員会は役員をもって構成し、活動方針、収支予算の立案および総会の決定に基づいて会務の遂行にあたる。

(役員会開催)

第14条 役員会は年1回以上の役員会を開催するほか、臨時役員会を開催することができる。

第4章 総会

(総会)

第15条 本会は3年に一回、総会を開催する。総会では以下のことを行う。

(1)活動報告の承認 (2)活動方針の決定 (3)会計報告の承認
(4)役員選出 (5)会則の改正 (6)その他

2 総会への提案は役員会が行う。

3 前項の決定は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計)

第17条 本会の会計は、役員会で執行し、年に1回書面で会計報告を行う。

2 会計報告は総会で承認されなければならない。

3 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(決算)

第18条 会計年度終了後3ヶ月以内に収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない

付則 本会則は2015年1月31日より施行する。

付則 本会則は2018年4月1日より施行する。